

## 今年度も臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請が始まります

今年度も「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の申請の受付が始まります。

各給付金の申請については、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、受付期間内に保健福祉課までご提出ください。

また、申請書は返信用封筒での提出が可能ですので、申請書に同封している返信用封筒をご利用ください。

なお、給付金の支給については、平成27年10月以降を予定しております。

各給付金の受付期間や申請方法については、以下のとおりとなります。

### ☆臨時福祉給付金

#### 【受付期間】

平成27年8月頃から受付開始の予定

(※受付期間の詳細については、広報かがみの8月号でお知らせいたします。)

#### 【支給額】

臨時福祉給付金の給付対象者1名につき 6,000円

#### 【給付対象者】

臨時福祉給付金の給付対象者は、平成27年1月1日で住民基本台帳に記録されており、平成27年度の住民税が課税されていない方(非課税の方)が給付対象となります。

なお、住民税が課税されている方の扶養親族等となっている

方や生活保護受給者の方などは除きます。

#### 【申請方法】

臨時福祉給付金の給付申請書に必要事項を記入の上、押印をいただき、申請書を鏡野町保健福祉課へご提出いただきます。

### ☆子育て世帯臨時特例給付金

#### 【受付期間】

平成27年6月1日(月)～平成27年11月30日(月)

#### 【支給額】

子育て世帯臨時特例給付金の給付対象児童1名につき 3,000円

#### 【給付対象者】

平成27年5月31日時点で鏡野町に住所があり、特例給付を除く平成27年6月分の児童手当の受給対象となる方が子育て世帯臨時特例給付金の給付対象となります。

#### 【申請方法】

鏡野町の子育て世帯臨時特例給付金の申請書は、児童手当現況届と一体となった様式となりますので、児童手当現況届のご提出と同時に給付金の申請を行えます。

また、公務員の方の内、子育て世帯臨時特例給付金の受給対象となる方については、所属庁から申請書が配布されますが、申請書の提出先は平成27年5月31日時点で住所のある市町村になります。

●お問合せ先／鏡野町保健福祉課 TEL (0868)54-2986

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ

### ～第十回特別弔慰金が支給されます～

○特別弔慰金の趣旨 戦後70周年にあたり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 右記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです。

○支給内容 額面25万円 5年償還の記名国債

○請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

#### 請求窓口

鏡野町役場 保健福祉課 (0868)54-2986  
奥津振興センター (0868)52-2211  
上齋原振興センター (0868)44-2111  
富振興センター (0867)57-2111

※請求者が居住する市区町村になります。

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。